近畿都市学会会則(2016年7月3日改正)

第1章 総則

第1条 本会は近畿都市学会と称し、日本都市学会近畿支部を兼ねる。創立日は 1957 年 4 目 20 日である。

第2条 本会の事務所は大阪市北区梅田 1-2-2-600 大阪駅前第2ビル6階大阪市立大学梅田 サテライトに所在する大阪市立大学大学院創造都市研究科小長谷研究室内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は都市およびこれに関連する事項の研究を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1. 都市に関する研究調査
- 2. 研究者の連絡および協力の促進
- 3. 研究会および大会の開催
- 4. 機関誌、ニューズレター、報告書等の刊行
- 5. 都市問題に関する講演会等の開催
- 6. 都市研究に対する奨励
- 7. 都市に関する各種研究団体との連絡
- 8. その他理事会が適当と認めた事項

第3章 会員

第5条 都市またはこれに関する事項の研究調査に従事する者で、主として近畿の居住者および勤務者をもって本会会員とする。

第6条 本会の会員は次の3種類とする。

- 1. 普通会員
- 2. 特別会員
- 3. 名誉会員

第7条 普通会員として入会しようとする者は理事会の承認を経なければならない。特別会員は特に財政上の援助をなした個人または団体について、理事会の承認を得て推薦した者をもってする。名誉会員は、長年にわたって役員をつとめる等貢献があり、70歳程度に達した者で理事会の承認を得て推薦したものとする。

第8条 普通会員は、理事会が特に認めた場合を除き、会費として年額8,000円(日本都市学会会費4,000円を含む)を納めなければならない。特別会員の会費は1口年額10,000円とする。名誉会員は会費を免除する。ただし引き続き日本都市学会の会員にとどまる場合は日本都市学会会費を納める。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名、2. 理事若干名、3. 評議員若干名、4. 幹事若干名、5. 監査2名

第10条 理事、評議員および監査は総会において選出する。幹事は理事会において委嘱する。理事は理事会を組織し、庶務、会計、編集、集会の職務を分担して本会の運営にあたる。 幹事はこれを補佐する。評議員は評議員会を組織し、重要な会務を審議するについて会長の諮問に応ずる。監査は会計および会務執行の状況を監査する。

第11条 会長は役員の互選により、本会を代表する。会長が長期にわたって職務を遂行できない時は、会長は理事のうち 1名を会長代行に指名する。なお会長の選出方法については、別にこれを定める。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

- 第13条 会長は年1回総会を開催しなければならない。
- 第14条 会長は必要な場合、臨時総会を招集することができる。
- 第15条 総会の議事は、出席会員の過半数の議決によって決定する。出席できないものは、 委任状をもって意思表示をすることができる。
 - 第16条 理事会および評議員会は、随時会長がこれを招集する。

第6章 会計

- 第17条 本会の経費は、会費および寄附金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第18条 本年度予算および決算は、評議員会の議を経て、総会で承認されなければならない。
 - 第19条 本会の会計年度は、毎年5月に始まり、翌年の4月に終わる。

第7章 会則の改正

第20条 本会則の改正は、総会の議を経なければならない。

附則 本会則は、2016年7月3日から施行する。

評議員委嘱内規

- (1) 近畿都市学会および日本都市学会において報告した者
- (2) 著書、論文等を通じて都市学への貢献が著しい者
- (3) 地域的・専門領域別にバランスが保たれること
- (4) その他理事会において適当だと認めた者

会則第8条の運用に関する申し合わせ

- 1. 同条前段における「理事会が特に認めた場合」とは、次の①②の場合をいう。
- ①大学院、学部の学生、研究生等であって、日本都市学会の会員となることを希望しない者。 ただし、定職を有する者、日本学術振興会特別研究員である者を除く。
 - ②近畿以外の地域都市学会の会員であって、すでに日本都市学会の会員となっている者。
 - 2. この場合の会費は年額 4,000 円とする。